



情報かわら版



臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付は10月10日（火）まで

年9月の2年半分を一括支給
申請期限 10月10日（火）まで（郵送の場合、当日消印有効）
申請方法 郵送または臨時給付金担当室（市役所3階）へ持参（郵送の場合、同封の返信用封筒をご使用ください）
注意事項 本人確認書類や振込口座通帳の写しの添付忘れ、申請書への押印忘れが多く発生しています。この場合には支給が遅れたり、支給できないこともあります。
臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付が間もなく終了します。申請期限を過ぎますと原則として受け付けできませんのでご注意ください。給付対象と見込まれる人には申請書をすでに送付しています。

支給要件

- ①平成28年1月1日時点で住民票が泉大津市にあること
- ②平成28年度の市民税が課税されている人の扶養親族に当たらぬること
- ③平成28年度の市民税が課税されていないこと
- ④生活保護の受給者でないこと
- 支給額 対象者1人につき1万5千円（平成29年4月～平成31

▽現時点では、市や厚生労働省な

どが住民の皆さん世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。
詐欺かな？と思つたら
自宅や職場などに市役所や厚生労働省（の職員）などをかたつた電話がかかってきたり、郵便届いたりしたら、迷わず、最寄りの警察署（泉大津警察署 ☎23・1234）または警察相談専用電話（☎#9110）にご連絡ください。
振り込め詐欺・還付金詐欺にご注意ください！
▽市や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。これは、絶対にありません。
▽ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
一般競争入札により次の土地を売却します。

問合 地面積 108.02m²
所 二田町3丁目98番5
問合 総務課（市役所4階）

市有地を売却



どが住民の皆さん世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。

問合 9月27日に開催します
おづみん食堂
9月27日に開催します
まちづくり井戸端会議を開催します

おづみん食堂
9月27日に開催します
まちづくり井戸端会議を開催します



イベントや各種講座などのご案内です。

市の動き

●総人口	75,271人 (-45人)
●女	39,192人 (-41人)
●男	36,079人 (-4人)
●世帯数	33,889世帯(-17世帯)
●面積	13.43km ² (±0.00km ²)

※H29年8月1日現在。
()は前月比



みんなと一緒に
いただきます♪
ご協力のお願い
の協力をお願いします。総合福祉センター（☎23・1390）へ
付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

問合 9月27日に開催します
おづみん食堂
9月27日に開催します
まちづくり井戸端会議を開催します

④上記1～3以外の戦没者等の
三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続
き1年以上の生計関係があつた

③戦没者等のI・父母
Ⅱ孫
Ⅲ祖父母
Ⅳ兄弟姉妹
※戦没者等の死亡時、生計関
係があつたことなどの要件を満
たしているかどうかにより、順
番が入れ替わります。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

支給対象者 平成27年4月1日
(基準日)において、「恩給法によ
る公務扶助料」や「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」などを受ける人(戦没者の妻
や父母など)がない場合に、以
下の順番で順位が先になる遺族
一人に支給されます。

水道課からのお知らせ

国民健康保険のお知らせ

現在お使いの国民健康保険被
保険者証の有効期限は、10月31日
までです。11月1日からは使用で
きなくなりますのでご注意くだ
さい。有効期限満了後、自己責任
のもと細かくはさみで切るなど、
保険証を破棄してください。

なお、新しい被保険者証は、10
月末までに簡易書留で世帯主あ
りで送付しますので、ご確認くだ
さい。また、10月中に手続きが
必要な世帯には、9月末までに
はがきでお知らせします。

被保険者の特例給付について

入院・施設入所や学校の就学
などで泉大津市を転出した場合、
特例で泉大津市の保険証を発行
しています。特例給付の対象とな
る場合は、申請をしてください。
申請には転出される人の被保険
者証と印鑑、入所される施設の入
所證明や学校の在学證明書(学生
証写しでも可)、新しい住所の住
民票が必要です。

問合 保険年金課 (市役所1階
6番窓口)

市では、皆さんに常に安心安
全な水をお届けしていますが、
水も限りある資源です。水の大
切さを考えてみましょう。

■水漏れのときはご連絡を

水を使っていないのにメータ
ー内のパイロットマークが回つ
ているときは、どこかで水漏れ
の可能性があります。このよう
な場合は、市指定給水装置工事
事業者へ連絡してください。(修
理費用は自己負担)。

▽道路などの場合

道路などで水漏れに気づいた
人は、水道課へご連絡ください。
蛇口からのポタポタ漏れはパ
ッキンを取り替えるとほとんど
の場合は止まりますので、できる
だけ早く取り替えてください。

▽道路などの場合

道路などで水漏れに気づいた
人は、水道課へご連絡ください。
蛇口からのポタポタ漏れはパ
ッキンを取り替えるとほとんど
の場合は止まりますので、できる
だけ早く取り替えてください。

▽蛇口からの場合

蛇口からの漏れはパッキンを取
り替えるとほとんど止まります。
引っ越ししてきたとき(転入)
転居) 次のような場合は、早く届け出
てください

**▽長期にわたって水道を使用し
てください**

次のような場合は、早く届け出
てください

**▽引っ越ししてきたとき(転入)
転居)**

次のような場合は、早く届け出
てください

市では、皆さんは常に安心安
全な水をお届けしていますが、
水も限りある資源です。水の大
切さを考えてみましょう。

△家の取り壊しなどで水道を廃
止するとき
△使用者の名義が変わるとき
△用途や集合住宅扱いの使用戸
数が変わったとき

水道料金・下水道使用料の減免

市では、高

スプレー缶・カセットボンベの処分方法にご注意!

ガスが残ったままカセットボンベを捨ててしまうと、ごみ収集車内でガスが漏れ、火災の原因となります。また、焼却炉で爆発する可能性があり焼却炉などの破損の原因にもなります。

本市では、スプレー缶やカセットボンベなどは、必ず使いきってから穴を開けずに資源ごみ(かん・ビンなど)の日に捨ててください。

スプレー缶・カセットボンベの処理方法

必ず中身を使い切り、ガスが残っていないことを確認してください。使い切れない物は中身を出してください。

▽スプレー缶の場合…火の気のない風通しの良い屋外で、スプレーボタンを押して中身を出し切つてください。

※スプレー缶の中身の出し方については、(社)日本エアゾール協会のホームページに詳しく掲載されています。

▽カセットボンベの場合…カセットコンロの強い火力を維持することで、カセットボンベ中のガスを最後まで消費することができます。

※カセットボンベを使いきれないとものや、カセットボンベの処理

日時 9月19日(火) 午後1時

行政書士による無料相談会



の方法の質問は、(社)日本ガス石油機器工業会 カセットボンベお客様センター(フリーダイヤル0120・14・9996 平日午前10時～午後5時)までお問い合わせください。

※注意 ガスを抜くため、穴を開けようと、くぎを刺したりハンマーでたたいたりすると爆発の恐れがあり大変危険ですので、おやめください。

事故事例 カセットボンベを廃棄しようと穴を開けたところ、そばにあつたストーブの火が滞留したガスに引火し爆発した。

スプレー缶・カセットボンベにご注意!

19) 消防署予防係(☎21-01)

19) 設備広報課(市役所4階)

19) 市役所1階市民相談室

3時 場所

問合

農業委員の改選

3時 場所

問合

(学習・講座)の続報
高齢者地域支援イベント
「運動講座」



快適な生活を送っていたらしく、簡単な筋力トレーニングを中心に行い、家庭でもできる運動を紹介します。

日時 9月14日(木) 午前10時30分～11時

場所 ココフレア（南海泉大津駅 高架下）

対象 60歳以上（医師による運動制限のない人に限る）

定員 先着10人（要予約）

申込・問合 9月1日(金)～13日(水)までにセントラルスポーツジムスター24泉大津（☎20・6773-0）



60歳以上（医師による運動制限のない人に限る）

定員 先着10人（要予約）

申込・問合 9月1日(金)～13日(水)までにセントラルスポーツジムスター24泉大津（☎20・6773-0）

ため、簡単な筋力トレーニングを中心に行い、家庭でもできる運動を紹介します。

日時 9月14日(木) 午前10時30分～11時

場所 ココフレア（南海泉大津駅 高架下）

対象 60歳以上（医師による運動制限のない人に限る）

定員 先着10人（要予約）

申込・問合 9月1日(金)～13日(水)までにセントラルスポーツジムスター24泉大津（☎20・6773-0）

皆さんにより便利に回答いたしましたため、パソコンやスマートフォンを使って、簡単に回答することが可能となっています。

9月中旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、お答えをお願いします。

だくため、パソコンやスマートフォンを使って、簡単に回答することができます。

9月中旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、お答えをお願いします。

を目的として、統計法に基づき実施する国の重要な統計調査です。

保護猫が多数参加、ねころじの会主催譲渡会[cat on fleek]のログで紹介しています。（全頭血液検査・ワクチン・駆虫薬）

予約不要です。当日はお見合いのみ、後日のお引き渡しとなります。どうぞ気軽にお来場ください！

保護猫が多数参加、ねころじの会主催譲渡会[cat on fleek]のログで紹介しています。（全頭血液検査・ワクチン・駆虫薬）

建物の賃貸借契約などの公正証書に関する相談や離婚時の年金分割の合意書・会社定款・確定日付などの相談に応じます。

なお、大阪府下の各公証役場では、毎日午前9時30分～11時30分、午後1時～4時30分まで無料公証相談を受け付けています。

申込・問合 市役所1階市民相談室

相談員 大阪府下の公証人

問合 上六公証役場（公証人井阪博）06・6763・364

人気K-POPグループの人気K-POPグループの力バーダンスや日本舞踊、伝統芸能など、多数出演します。

5周年 日韓文化フェスタ

申込・問合 韓国民団泉州支部

日時 9月24日(日) 午後0時30分～4時

場所 浪切ホール（岸和田市）

定員 先着1500人



国民年金基金は、少しでもゆとりのある老後を過ごすことができるよう、国民年金法の規定にもとづき、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして給付する公的な個人年金制度です。

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料を納めている人、また60歳以上65歳未満や海外に居住している人で国民年金に任意加入している人が加入できます。

掛金は希望される年金の型と口数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額もわかるため、老後の生活設計に役立ちます。また、掛け金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となる税法上のメリットがあり、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。

国民年金基金は、少しでもゆとりのある老後を過ごすことができるよう、国民年金法の規定にもとづき、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして給付する公的な個人年金制度です。

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料を納めている人、また60歳以上65歳未満や海外に居住している人で国民年金に任意加入している人が加入できます。

掛金は希望される年金の型と口数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額もわかるため、老後の生活設計に役立ちます。また、掛け金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となる税法上のメリットがあり、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。

※この事業は、がんばろう基金を活用しています。

遺言・任意後見、離婚に伴う養育費の支払、金銭消費貸借、土地

会主催譲渡会[cat on fleek]のログで紹介しています。（全頭血液検査・ワクチン・駆虫薬）

予約不要です。当日はお見合いのみ、後日のお引き渡しとなります。どうぞ気軽にお来場ください！

保護猫が多数参加、ねころじの会主催譲渡会[cat on fleek]のログで紹介しています。（全頭血液検査・ワクチン・駆虫薬）

予約不要です。当日はお見合いのみ、後日のお引き渡しとなります。どうぞ気軽にお来場ください！

■淡路島＝関西国際空港間の定期航路が10年ぶりに復活

7月9日(日)より、関西国際空港から淡路島の洲本港へアクセスする高速船が、2007年以来10年ぶりに復活しています。淡路島は、兵庫県の南方に位置する瀬戸内海最大の島で、関西の人気リゾート地です。これまで高速バスで約2時間かかっていた陸路でのアクセスが、船では約半分の1時間に短縮され、早朝のフライトにも対応した1日5往復のスケジュールで運航しています。豊かな自然に囲まれ、キャンプや果物狩りなど、秋のアウトドアにもぴったりな淡路島に、関西国際空港から出かけてみませんか。

■淡路島＝関西国際空港間の定期航路が10年ぶりに復活

7月9日(日)より、関西国際空港から淡路島の洲本港へアクセスする高速船が、2007年以来10年ぶりに復活しています。淡路島は、兵庫県の南方に位置する瀬戸内海最大の島で、関西の人気リゾート地です。これまで高速バスで約2時間かかっていた陸路でのアクセスが、船では約半分の1時間に短縮され、早朝のフライトにも対応した1日5往復のスケジュールで運航しています。豊かな自然に囲まれ、キャンプ



市役所関係機関の連絡先

- 市役所 ☎33-1131 FAX21-0412
- 消防本部 ☎21-0119 FAX33-0531
- 市立病院 ☎32-5622 FAX32-8056
- 市民活動支援センター（おづぶらざ） ☎24-9016 FAX24-9017
- にんじんサロン ☎21-6555 FAX21-6555
- 総合福祉センター ☎23-1390 FAX23-1394
- 高齢者保健・福祉支援センター（ペルセンター） ☎21-0294 FAX21-8294
- 地域経済課労働政策担当 ☎23-8689 FAX32-6432
- 教育支援センター ☎31-4460 FAX33-7353
- 図書館 ☎32-0562 FAX31-0377
- 織編館 ☎31-4455 FAX31-4457
- 池上曾根弥生学習館 ☎20-1841 FAX20-1866
- 勤労青少年ホーム ☎32-6432 FAX32-6432
- 南公民館 ☎33-1764 FAX33-1300
- 北公民館 ☎23-0505 FAX23-0566
- 総合体育館 ☎33-1200 FAX33-1202
- 保健センター ☎33-8181 FAX33-4543
- 地域子育て支援センター ☎23-0012



「混ぜればごみ、分ければ資源」 10月の資源ごみ収集日

可燃ごみ 収集曜日	カン・ビン・ せとものなど	古紙類	ペットボトル・ 容器包装プラスチック
月・木 コース	4日㈬、18日㈬	11日㈬、25日㈬	毎週金曜日
火・金 コース	4日㈬、18日㈬	11日㈬、25日㈬	毎週木曜日
水・土 コース	3日㈭、17日㈭、31日㈭	10日㈭、24日㈭	毎週月曜日

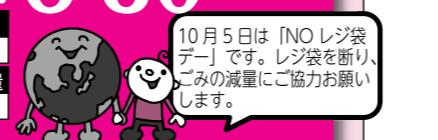
粗大ごみの収集（有料制）をご希望の人は、粗大ごみ電話申込センターへ電話もしくはインターネットでお申し込みください。
☎0800-123-5300 (通話料無料)・☎0725-23-8522 (携帯)
FAX 0800-500-5300 (主に聴覚障がい者などが対象)

URL <https://s-kantan.com/sodai-izumiotsu-u/>

ごみ減量に向けたスローガン

プロジェクト!! G-50 ジーゴジュウ

平成29年7月分
可燃ごみ量 868㌧^{トントン}
1人あたりの一日の可燃ごみ量 H29.7 371.9g 目標 376.4g
目標を4.5g上回りました。



市で行っている市民相談一覧(無料)

休館日や相談員の都合などにより、
休みをいただく場合があります。

法律相談【要予約】予約専用電話 ☎23-4400

木曜日 第2火曜日 市役所1階市民相談室
※前日(前日が祝日の場合は前々日)の午前9時から電話で予約受付。相談時間は午後1時30分からでひとり20分間。先着8人まで。時間の指定はできません。

一般相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前10時～午後4時30分
市役所1階市民相談室

交通事故相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前10時～午後4時30分
市役所1階市民相談室

行政相談 ☎33-1131

第2月曜日、第4火曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

司法書士相談 ☎33-1131

第1金曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

土地家屋調査士相談 ☎33-1131

第3金曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

不動産相談 ☎33-1131

第2・4金曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

税務相談 ☎33-1131

第3曜日 午後1時～4時
市役所1階市民相談室

市民生活応援窓口 ☎33-9254

月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
市役所1階市民生活応援窓口

特設人権相談 ☎33-1131

毎日 午前9時～午後5時
第2・3・4水曜日 午後1時～3時
市役所1階市民相談室

消費生活相談 ☎33-1131

月～金曜日 午後1時～4時
市役所1階消費生活センター

人権相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前9時～午後5時
市役所1階市民協議会相談室

児童家庭相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
市役所1階こども未来課

ひとり親家庭相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
市役所1階こども未来課

高齢者総合相談 ☎21-0294

月～金曜日 午前9時～午後5時15分
高齢者保健・福祉支援センター（ペルセンター）

心配ごと相談 ☎21-9871

火曜日 午後1時30分～3時30分
総合福祉センター

教育相談 ☎31-4460

月～金曜日 午前9時～午後5時
教育支援センター
心の相談ホットライン(☎26-0005)

医療相談 ☎32-5622

月～金曜日 午前9時～午後4時 市立病院
市役所1階市民生活応援窓口

防火相談 ☎21-0119

毎日 午前9時～午後5時 消防本部

労働相談 ☎23-8689

火～日曜日 午前9時～午後5時
地域経済課・労働政策担当(勤労青少年ホーム内)

就労相談【要予約】 ☎23-8689

火～金曜日 午前9時～午後5時
地域経済課・労働政策担当(勤労青少年ホーム内)

住宅相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前9時～午後5時
市役所2階まちづくり政策課

児童家庭相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
市役所2階こども未来課

女性相談(面談は要予約)

にんじんサロン ☎21-6500
火～金曜日 午前10時～午後5時
人権市民協議課 ☎33-9208
月～金曜日 午前9時～午後5時

犯罪被害者相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前10時～午後4時30分
市役所1階市民相談室

教育相談 ☎31-4460

月～金曜日 午前9時～午後5時
教育支援センター
心の相談ホットライン(☎26-0005)

おおつ物語



泉大津高校の考古資料室

地域の歴史を創った人たち(9)

泉州考古学の父 森浩一

同志社大学名誉教授の故森浩一氏は、戦後の考古学ブームをけん引し、大きな業績を残した考古学者です。考古学者として最初の一歩を踏み出したのが、泉大津の地です。幼少のころより考古学・古代史に興味を持ち、同志社大学で史学を学んだ後、昭和26(1951)年、大阪府立泉大津高校の教諭となりました。高校では地歴部の顧問として、高度経済成長期の大規模開発の陰で失われていく遺跡の調査と保存活動を、生徒とともにに行いました。森氏の率いる地歴部の活動がなければ、泉州地域の多くの重要な遺跡・遺物の情報が失われてしまつたでしょう。さらに地歴部員は卒業後、文化財関係の職に就き各地で文化財行政の基礎を確立していきました。森氏は、素晴らしい研究成果を残しただけでなく、人材も育成した、まさしく泉州考古学の父なのです。惜しくも平成25年8月に永眠されました。

森氏と地歴部の活動は、高校内に設置された考古資料室にて見学(予約制)することができます。見学希望者は府立泉大津高校(☎32-2876(代))までお問い合わせください。

次回「泉大津の港の変遷(1)」をお送りします。

文化財へのいざない

池上曾根弥生学習館

☎20-1841 FAX 20-1866 ※月曜休館
開館：午前10時～午後5時(休館は午後4時まで)



池上曾根弥生学習館と織編館の催し案内です。

各施設情報は下記QRコードからご覧ください。

織編館

☎31-4455 FAX 31-4457 ※水曜休館
開館：午前10時～午後5時(入館午後4時30分まで)



「手織体験」真田紐

日時／9月24日(日)、25日(月)、28日(木)、29日(金) 午前10時～午後3時 場所／体験学習室 定員／各回先着4人 受講料他／100円、材料費1本250円 講師／織編館手織ボランティアの皆さん 申込／9月7日(木)午前10時から電話予約

◆

ガラス玉づくり(毎月実施)

日時／①9月3日(日)、②10月1日(日)

①②とも午前10時～午後1時～

定員／午前、午後とも先着4人 参加費／30g

まで500円、30g超は一律600円 申込／①申込受付中、②9月24日(木)午前10時から電話予約

◆

文化財セミナー 骨からみる人間と動物のかかわり「弥生時代と動物のかかわり～東海地方の事例から～」

日時／9月9日(土) 午後1時30分～3時 定員／100人 講師／山崎 健氏(奈良文化財研究所 主任研究員)

なお、詳細は弥生学習館へ。

◆

ふるさとの古文書解説講座(初心者向け)

市内の古文書を通して近世の泉大津を読み解きます。
日時／9月19日(火)、26日(火) 午後1時30分～3時(受付午後1時～) 場所／テクスピア大阪3階302会議室 受講料／100円 講師／山口恭子(市史料室)

なお、詳細は織編館へ。

大学連携企画展「牛島惣太郎と大阪三一神学校」

桃山学院の前身である大阪三一神学校の卒業生で、のちに日本聖公会(キリスト教会)の司祭として活躍した牛島惣太郎という人物の足跡を通して、桃山学院大学と日本聖公会の歴史の一端を紹介します。

期間／10月3日(火)～11月10日(金) 午前9時～午後5時

場所／桃山学院史料展示コーナー(聖ペテロ館2階)

問合／生涯学習課(市役所3階)

